

### 税額の計算例（夫婦・こども3人の場合）

- 家族夫、妻（収入なし）、こども3人（20歳（特定扶養控除対象）、17歳（一般扶養控除対象）、14歳）  
※14歳のこどもは、扶養控除の対象となりません。
- 収入夫の給与収入 5,000,000円
- 社会保険料 500,000円

### ＜課税総所得金額の算出＞

区分	金額
(1) 納入金	5,000,000円
(2) 納入所得	3,560,000円
(3) 総所得金額	3,560,000円
(4) 社会保険料控除	500,000円
(5) 配偶者控除	330,000円
(6) 扶養控除	330,000円
(7) 特定扶養控除	450,000円
(8) 基礎控除	430,000円
(9) 計（(4)から(8)までの計）	2,040,000円
<b>(10) 課税所得金額（(3)-(9)）</b> ※1,000円未満端数切捨て	<b>1,520,000円</b>

### ＜個人市県民税額の算出＞

区分	市民税	県民税	国税	合計
(11) 所得割額（(10) × 税率）	121,600円	30,400円	—	152,000円
(12) 調整控除額	13,200円	3,300円	—	16,500円
(13) 調整控除後の所得割額（(11)-(12)） ※100円未満端数切捨て	108,400円	27,100円	—	135,500円
(14) 均等割額	3,000円	2,200円	—	5,200円
(15) 森林環境税額	—	—	1,000円	1,000円
<b>(16) 合計（(13)+(14)+(15)）</b>	<b>111,400円</b>	<b>29,300円</b>	<b>1,000円</b>	<b>141,700円</b>